

編集長 全部1人で調査をしたんですか。

管理人 最初は1人で速記関係の資料を集めながら約100方式を調査しておりましたが、昭和51年12月にK氏から資料の提供がありました。

また、速記発表100年のときにA氏と「速記関係文献調査目録」を作成して以来、A氏から資料の提供が結構ありました。

1人の力なんて限られているんですよ。

編集長 速記方式の調査をするようになったきっかけはあるんですか。

管理人 高校1年生のとき田鎖源一著「速記の完全独習」を購入して読んだのがきっかけです。その中に「……今日では、名称だけ並べれば、タイプ速記式も加えて、70幾つが数えられると言われております」と書かれていました。

私は田鎖源一に、直接手紙を書いて、70方式を質問しました。

編集長 返事は来たんですか。

管理人 黙殺されました。

編集長 田鎖源一は、70方式名を知っていたんですか。

管理人 昭和55年10月12日に東京速記士会主催の速記実務競技会が終わってから懇親会で田鎖源一とお会いをして名刺交換をしました。そのときに、私が高校時代に出した手紙のことをお話したら、覚えていたんです。返事がなかったのは「自分で調査をなさい」ということだったんです。

編集長 それで、方式の調査が始まったんですか。

管理人 もし、田鎖源一から70方式名を教えていただいたならば、私は速記方式の調査をしなかったと思います。

編集長 田鎖源一は1高校生の気まぐれで質問してきたと思ったんでしょうね。

管理人 私に速記方式名を教えたところで、速記界には残らないと思っていたのかもかもしれませんね。

編集長 ところが、管理人は速記界に残ってしまった。

管理人 (笑いながら) そうなんですよ。

私は、最初から速記界に残るつもりは全くなかったんですよ。まさか速記にハマるとは思っておりませんでした。

編集長 今度は、何にハマりますか。

管理人 今のところハマるほど興味があるものはありませんね。

ところで、「速記士法案」を読んだことがありますか。

編集長 「日本速記八十年史」及び「日本速記百年史」で読んだ程度です。

管理人 まず「日本速記百年史」と「日本速記年表」から紹介しましょう。

「日本速記百年史」

速記士法案の審議

全国大会の決議とそれに続く日速協の活動は、翌昭和八年、第六十四議会における二つの議院提出法案にまで発展させることができた。その一つが、前回に審議未了となった「刑事訴訟法中改正法律案」の再提出であり、もう一つが「速記

士法案」であった。「速記士法案」の第一条には、次のようにうたわれていた
第一条 速記士ハ速記士法ヲ用ヒ法令ニ依ル文書ノ作成ヲ為スコトヲ業トスルモノトス

それは法令による文書の作成に限定されたが、その最大の目標は裁判速記であった。そして、とにかく速記士試験があり、それに合格して初めて速記士となり、速記士名簿に登録される。速記士の資格を持たずに速記士の業務を行った場合には罰せられ、速記士も業務上の不正行為、秘密漏洩などに関し罰則の適用を受ける、という内容の全十一条に及ぶ法案であった。ここに速記者の資格と責任に関する法律が、ようやく成立への第一歩を踏み出した。

しかし、この両方案とも、第六十四議会においては審議未了に終わった。翌九年の第六十五議会に再び提出された際に、ようやく衆議院を通過することになった。その際「速記士法案」の方に、弁護士会のような速記士会に関する規定二カ条が追加され、全十三条に改められた。また、無資格者の業務に科する罰則も、六月以下の懲役が削られ、千円以下の罰金だけとなった。しかし、両方案とも貴族院において審議未了となり、その後はついに提出に至らなかった。こうして、速記界長年の希望も、当分の間、実現の可能性を失うことになった。もともと、裁判速記そのものは法律的に認められていたから、昭和十年の帝人事件公判のように、開廷二百六十五回、延べ九百七十時間に及ぶものでも、被告側において速記を付する場合が見られた。しかし、当局としては、書記の作成しない速記録を調書とすることも、書記に速記を習得させることも、早急には実現困難だとし、これに熱意を示さなかった。

「日本速記年表」

大正15年 3月22日

第51議会の衆議院に「速記士法制定ニ関スル建議案」（黒住成章外2名提出）が提出されたが、混乱裏に閉会となったため上程に至らなかった。

昭和8年 3月9日

第64議会の衆議院に「速記士法案」（金井正夫外2名及び中山福蔵外3名から格別に提出、速記法を用いて法令による文書の作成をなすことを業とする者の資格及び責任等を規定したもの）が上程され、委員会で審議未了となった。

昭和9年 3月16日

第65議会の衆議院に「速記士法案」（内藤正剛外1名及び平島敏夫外1名から格別に提出、前年の第64議会のものと同内容）が上程され、20日、両案を併合1案として可決された。（貴族院は審議未了）

と書かれております。

次に「日本速記五十年史」を紹介します。原文は旧漢字旧仮名遣いです。漢字は新漢字にしております。

「日本速記五十年史」（日本速記協会・昭和9年10月28日発行）

速記士法制定に関する努力

速記士法制定のことは速記界多年の懸案であるが、之が協会に於て問題となつたのは大正十五年の春頃からである。即ち同年の第五十一議会に於て黒住代議士が速記士法制定に関する建議案を提出したのに其端を發し、協会幹事会に於ては之に付き協議の結果、当時問題となつて居つた裁判速記進出に関する運動と共に、之を佃与次郎、森田章三、安田勝蔵、中島忠寿、大河内發五郎の五名の特別委員に付託して是が実現を期することになつた。其後十年の間、或は委員の会合に於て、或は幹事の会合に於て、更に全国速記者大会に於てと、之に関する研究、協議は屢々行はれたが協会としては逐に今日まで全速記界を満足さすに足るべき纏まりたる成案を得るに至つて居ない。理想案としては種々なる案もあるが、イザ実行案となると、速記界各方面より賛否の論囂々として一致を見ないのである。併し過渡的便法は便法として、畢竟遠からざる将来に於て、全速記界の地位の向上の為に速記士法の制定を見るに至るべきは必然のことであらう。

尚ほ速記士法案に付ては前記黒住代議士の建議を初めとして、其後第六十四議会に於ては議院提出法律案として政民両党より同文の法案が提出せられたが一回の委員会にて有耶無耶となり、次で第六十五議会に於ても亦同様政民両党より法律案として提出せられ、今回は衆議院は本会、委員会共に修正の上通過するに至つたが、貴族院に於て審議未了に終つた。

右の如く速記士法案が議会の議に上ること約十カ年の間に三回である。此前後十カ年間に於ける該案の研究に付ては速記界幾多の先覚者の努力もあるが、就中森田章三の努力は見遁すべからざるものがある。但し該案其ものに付ては幾多の論議はあるが、茲には単に形に現はれたる速記士法案の、一の歴史的事実として、第六十五議会に於て衆議院を修正通過せる提案理由書と共に採録して置く。

速記士法案理由書

輓近速記ノ利用ハ日ニ月ニ其ノ範圍ヲ拡大シ今ヤ社会文化ノ一様素トシテ欠クベカラザル地位ニ在リ就中帝国議會ヲ初メ道府県会又ハ市町村会等ハ勿論各官公署ニ開カル、公ノ會議、公私ノ組合銀行会社ノ總會等ハ概ネ速記ニ依テ其ノ議事ヲ録取シ更ニ裁判訟廷ニ於ケル各種ノ記録ヨリ進ムデハ私権ニ關係アル文書ノ作成ニモ盛ニ利用セラレトスル趨向ニ在リ是等ノ速記ハ或ハ公ノ秩序ニ関シ或ハ貴重ナル言論ヲ永久ニ伝ヘ或ハ財産權利等ニ重大ナル關係ヲ有スルモノニシテ其ノ記録ハ絶対ニ精確公正ヲ確保セザルベカラズ然ルニ現在之ガ速記ニ従事スル者ノ資格責任等ニ關シテハ何等公ニ之ヲ規律スルモノナク単ニ速記者ト称スレバ玉石混架セラレ為ニ動モスレバ速記ノ本質ヲ誤解セラレ其ノ真価ヲ認識セラレザルノ憾アリ加フルニ今後文運ノ進化ニ伴ヒ速記ノ対象トナルベキ事項ハ益複雑多岐ヲ加ヘ之ニ従フ者ノ教養素質亦充實向上ヲ要スルモノ切ナルニ拘ラズ其ノ地位ガ社会的ニ公認セラレザル現状ニ有リテハ斯道ニ志ス者モ亦前途ノ光明ヲ認メ難ク其ノ結果ハ延テ世ノ進歩ニ追隨シ能ハザルニ至ラムコトヲ慮ル此ニ於テカ国家ハ如上公共ノ秩序其ノ他国民ノ權利ニ多大ノ關係アル部門ニ従事スベキ者ノ資格及責任ヲ法定シテ其ノ地位ヲ公認シ以テ重要記録ノ精確公正ヲ期スルト共ニ将来速

記ニ志ス者ニ確乎タル目標ヲ与フルハ現下ノ実情ニ鑑ミ將又我ガ国文化ノ發達ノ為ニ喫緊ノ急務ナリト信ズ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

速記士法案

第一条 速記士ハ速記法ヲ用ヒ法令ニ依ル文書ノ作成ヲ為スコトヲ業トスルモノトス

第二条 速記士タラムトスル者ハ左ノ条件ヲ具フルコトヲ要ス

- 一 帝国臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有スル成年以上ノ男子タルコト
 - 二 速記士試験ニ合格シタルコト
- 速記士試験ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ速記士試験委員ノ詮衡ニ依リ第二条第一項第二号ノ規定ニ拘ラズ速記士タル資格ヲ有ス

- 一 貴族院又ハ衆議院ノ速記者養成所ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上速記ニ關スル業務ニ従事シタル者
- 二 貴族院又ハ衆議院ノ速記技手以上ノ職ニ在リ又ハ在リタル者

第四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ速記士タル資格ヲ有セズ

- 一 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者但シ二年未滿ノ懲役若ハ禁錮ニ処セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ若ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタル者又ハ陸軍刑法若ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ニ処セラレタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 二 前号ニ該当スル者ヲ除クノ外第十三条ノ罪ヲ犯シ刑ニ処セラレタル者但シ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過シタル者ハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 破産者ニシテ復権セザル者

第五条 速記士タラムトスル者ハ速記士名簿ニ登録ヲ受クベシ

速記士ノ登録ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
速記士ハ其ノ業務ニ關シ速記士ノ称号ヲ用フベシ

第六条 速記士ハ主務大臣ノ監督ニ属ス

第七条 速記士ハ速記士会ヲ設立シ其ノ規約ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ其ノ規約ヲ変更セムトスルトキ亦同ジ

第八条 速記士会ハ速記士ノ品位ノ保持及速記事務ノ改善進歩ヲ図ルヲ以テ目的トス

第九条 速記士タル資格ヲ有セズシテ速記士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

第十条 速記士タル資格ヲ有スルモ其ノ登録ヲ受ケズシテ速記士ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十円以下ノ過料ニ処ス
非訟事件手続法第二百六条乃至第二百八条ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第十一条 速記士本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ

失墜スベキ行為若ハ業務上不正ノ行為アリタルトキハ主務大臣ハ速記士懲戒委員会ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒ス
速記士懲戒委員会ニ関スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二条 速記士ノ懲戒処分ハ左ノ四種トス

- 一 譴貴
- 二 千円以下ノ過料
- 三 一年以内速記士ノ業務ノ停止
- 四 速記士ノ登録ノ抹消

前項第二号ノ過料ヲ完納セザルトキハ主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス
非訟事件手続法第二百八条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

第十三条 速記士又ハ速記士タリシ者故ナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ付知得シタル秘密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ以テ之ヲ論ズ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際引続キ一年以上速記ノ実務ニ従事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ出願シタルトキニ限り第二条第一項第二号ノ規定ニ拘ラズ速記士試験委員ノ詮衝ヲ経テ速記士タル資格ヲ有ス

注)

* 輓近 (ばんきん=近ごろ。最近。時代的に遅く現在に近い意=晩近)

* 譴貴 (けんせき=過失をとがめ責める。)

* 竊用 (せつよう=盗み用いる。窃の旧字体)

以上が幻の「速記士法案」です。いかがですか。

編集長 特に「速記士法案理由書」は、非常に難解な文章ですね。

管理人 漢字のみ新字体を使用しましたが、「速記士法案理由書」には第1字目から読むのに漢和辞典を引かなければ読めない漢字が出てきますね。

編集長 高校時代に戻ったつもりで、古典の授業を思い出しながら漢和辞典を引きながら読まなければなりませんね。

管理人 戦前の本は、旧漢字旧仮名遣いで書かれておりますが、速記関係の本ですから読みますけど、分野が違う本だったら絶対に読みませんね。

編集長 そうですね。

管理人 林茂淳著「速記術大要」(明治19年6月発行)は、変体仮名を使っておりません。

編集長 当時は、それが普通だったんでしょうけど、我々の世代は変体仮名が読めませんね。

管理人 国語学を専攻している人は別にして、一般の人たちには読めませんね。

清沢与十著「傍聴筆記新法独学」(明治17年12月発行)は変体仮名ではなくカタカ

ナを使っております。林茂淳の本と比較をすれば清沢与十の方が読みやすいですよ。

速記史の学習は、古文の学習でもあるわけです。

編集長 それは言えますね。

管理人 この「速記士法案」が、国会を通過していれば、現在の速記界はどうなっていたか、今さら言わなくてもわかると思います。

編集長 今からでは遅すぎますか。

管理人 もう、手遅れですね。完全に時期を逸しております。

編集長 簡単に速記史を概観してきましたが、長く生き残ってきた方式は非常に少ないですね。

管理人 速記史というよりも「速記方式史」と言った方が適切な表現でしょうね。

ほとんどの方式が自然消滅しております。

編集長 なぜ、生き残れなかったかということも考えなければなりませんね。

管理人 原因はいろいろと考えられます。

一部の方式では「〇〇年史」が刊行されております。

編集長 早稲田式、佐竹式、衆議院速記者養成所、参議院速記者養成所などで、立派なものが刊行されていますね。

管理人 田鎖綱紀や若林珣蔵の伝記類も刊行されております。

中根式では中根正雄著「速記一筋」が刊行されております。中根式関係のいろいろな文献を調査していれば大体の検討がつかます。

編集長 どの程度がわかるんですか。

管理人 昭和4年から機関誌が発行されていますし、中根正親や中根正世が機関誌等
に書いたものがあります。

また、いろいろな人が機関誌等
に書いておりますので詳細まではわかりませんが、概要程度はわかります。

編集長 なぜ、1冊にまとめないんでしょうかね。

管理人 創案当時の関係者は、全員亡くなってしまいましたからね。

平成26年には中根式は100周年を迎えました。

編集長 まとめる時期を逸しましたか。

完全に時期を逸しております。現在では創案当時の中根式関係者は全員が亡くなって
おりますからね。

40年前だったら、何とかあったと思います。

編集長 その当時は、中根式関係者でもそういう気持ちはなかったんでしょうね。

管理人 まとめる気持ちがあれば、とっくにまとめていると思います。

今までいろいろな方式が出現して、なぜ自然消滅していったのかということなんです。

編集長 方式が時代についていけなかったからですか。

管理人 それだけではありません。

1. 研究、普及する後継者がいなかったこと。(人材が得られなかった)

2. 方式の研究が途中で止まってしまったこと。
3. 2と関連して、時代に乗り遅れたこと。
4. その方式の指導者を養成しなかったこと。
5. 4と関連して実務者しか養成しなかったこと。
6. 教育機関及び組織（支部等）をつくらなかったこと。

などが、考えられます。

現在、100年以上の歴史を持っている方式は非常に少ないと思います。

なぜ、100年以上も生き残ってきたのか考えてみてください。

編集長 常に研究と普及してきたということですか。

管理人 それもありますが、組織力が大きく影響しております。

今まで自然消滅した方式は、組織をつくっておられません。

各地に支部、同志会、共練会というものを結成しませんでした。

組織をつくるためには、速記に対する情熱と指導力がある人材が必要なんです。

ただ、本を出版社から発行しただけではだめなんです。教育機関が必要なんです。

学校や教室（塾）のほかに通信教育が必要なんです。

編集長 中根式の場合は、大成者の中根正世が、大正時代から精力的に全国各地で速記の講演活動を行っていますね。

管理人 講演の対象者が旧制中学の生徒なんです。

昭和6年12月28日に、第1回全国中等学校中根式速記競技大会を開催しております。旧制中学の卒業生や速記学校の卒業生が各地に支部を結成しているんです。

現在でも、全国高等学校速記競技大会として毎年行われております。昭和40年の全国大会から中根式以外でも参加ができるようになりました。

編集長 中根式以外で、優勝した人はいるんですか。

管理人 昭和48年に早稲田式で4位に入賞した人が1人だけおります。

編集長 だれですか。

管理人 編集長もよく知っている人ですよ。

学校で速記部を結成すれば、毎年学習者が自動的に入ってきますからね。資金がなくても普及ができるんです。

学生速記界では、こういう人材的なものが非常に大きいんです。

管理人 通信教育の場合は、宣伝費が莫大な割には効果が低いんです。

また、中根正世の人格的な面も大きく影響していると思います。これが、中根式を全国的に普及した大きな原動力なんです。

また、中根式の場合、他の方式に比較して研究者が多いんです。現在でも中根式は一部の研究者によって研究が続いているんです。

編集長 早稲田式も創案当初のものと、現在、通信教育で使用されているものは違いますね。

管理人 ツノとワイ〇の変規、キ㊦が廃止されましたね。

編集長 ウを2倍にしたシャ | ツを2倍にしたシュ | なども廃止されております。

これはカ行に続くときだけに限定されておりますが、会社 ㄣ 歌手 ㄣ 機種
ㄣ などは書きやすいんです。

管理人 書きやすさよりも、法則性を重視したんでしょうね。

編集長 中根式の場合はどうですか。

管理人 中根正親と中根正世とは、基本文字の角度が違いますし、助詞も違います。
最大線の使い方も違います。

編集長 管理人の中根式はどうですか。

管理人 私の場合は、標準的な中根式とはかなりかけ離れておりますので、例外と考
えた方がよいでしょうね。

編集長 標準的な中根式とは……。

管理人 一般的には、中根正世の体系を指すのでしょね。

「中根式の体系」だけでも1回分の対談になりますよ。

中根式以外の方が聞いてもおもしろくないと思います。

編集長 希望者がおれば、話してもらえますか。

管理人 そんな物好きな人がおりますかね。

編集長 管理人が中根速記学校で習った体系は標準的なものですか。

管理人 中根正世の体系を元に積み上げたものです。かなり砕けた書き方もあります
し、省略法などもかなり違うところもあります。

中根速記学校独自の体系なんですよ。

編集長 アマチュアを指導する場合は、どの体系を使うんですか。

管理人 標準的な体系でしょうね。私が使用している体系ではアマチュアにはかなり
難しいと思います。

編集長 大分、横道にそれてしまいましたね。

管理人 1つの方式が、長く生き残っていくためには、常に研究が必要なんです。そ
れを怠った方式は自然消滅しているんです。

編集長 我が国では、修得をした方式から離れて、自分の方式を打ち立てた人が多い
ですね。

管理人 研究をしても、その方式のままで通すか、自分の名前をつけるかだと思いま
す。

幾ら基本文字だけを入れかえても、省略法が母式と同じではだめなんですよ。

編集長 つまり〇〇式××派ですか。

管理人 〇〇式××派という傾向が強いですね。

明治時代の方式は、一部を除いてほとんどが田鎖系諸案です。

私は、自分が修得をした方式以外の「〇〇年史」を読むことも必要だと思っております。

ます。

編集長 方式史の流れを知るためですか。

管理人 自分が修得した方式の未来を予測するためです。何か参考になるはずですが。

福岡隆著「日本速記事始」には“綱紀の目指した早書学”というところに、次の記述があります。

……大正2年6月には「大日本早書学邦語速記術」を博文館から出している。
……緒言の一部を紹介して当時の綱紀が何を考えていたかを知るよすがにしたい。
……

「世の真理というものは、学理を父とし研究を母として、その間に生まれ出でたる兒子（じし）にほかならざるのである。教うる者あればこそこれを学ぶ者あり、学び得たる者あればこそこれを研究し、実地に応用することを得るのである。世あに父母なくして兒（じ）あり、師なくして弟（てい）あるの理あらんや。いわんや学理研究なくして真理を発見しようはずはないのである。

由来、予が一世の歴史は失敗に失敗を繰り返し、一（いつ）も世に誇るべきものはないのである。しかれども予が平素の抱負たるところの文字上の理想に至っては、自ら確信するところの進路に抛りて実行を期するのである。ゆえに失敗は予に対する極善の教訓であって、予は日常持するに、生涯一（いつ）の速記者となりて多額の報酬に甘んずるよりは、むしろ一（いつ）の斯学研究者たらんことを覚悟しているのである。こうして予が理想中、斯学に対して最も必要なりと感ずるは、学理の研究に在るのである。学理は実地応用の基礎にして、斯学の改善進歩は学理研究の賜と言わねばならぬ。しかるに従来、速記術の発達は学理研究と平行する者少なく、個々人々区々たるものみの観あるのみである。

ゆえに予はつとめてこの弊を避け、大いに斯学を改良進歩せしめ、これを拡張して国家百年の大本を培養せんことをつとむるのである。吾人まず天下に臨んで満腔の抱負を行わんと欲すれば、すべからく功名の志と、富貴の念を棄ててかからなければならぬ。しかれども予は不幸にして素志の一半も果たしあたわざるに先だち、幾分かの名譽を得ることもあらば、それは予の幸福が体裁よく社会に葬むられたる時ではあるまいかと思う。斯学に尽すの予が微力は、これ予の天職なりと自信し、ますます斯学の改善進歩を企図としてやまざるのである」

綱紀の企図するところはなかなか立派だが、「予は日常持するに、生涯一の速記者となりて多額の報酬に甘んずるよりは、むしろ一の斯学研究者たらんことを覚悟しているのである」とか、「斯学の改善進歩は学理研究の賜と言わねばならぬ。しかるに従来、速記術の発達は学理研究と平行する者少なく、個々人々区々たるものみの観あるのみである」と暗に弟子たちを指して言われたのでは、速記の実用化に苦心した若林一派が怒るのも無理はない。もっとも、すでに国会速記者として社会的に優位な立場にある若林たちから見れば、綱紀のこの発言は、負け犬の遠ぼえと映ったであろう。しかし綱紀の側に立てば、彼の目指したものは負け犬どころか、もっと高い次元を夢みていたのである。いわば早書学の確立

こそ彼の悲願だったのだ。

と書かれております。

編集長 これだけのことを書かれれば、若林珮蔵たちが怒るのは当然でしょうね。

管理人 大正2年ごろまでには、既にエドワード・ガントレットの折衷派方式、武田千代三郎の単画派方式、熊崎健一郎の折衷派方式などが発表されております。綱紀は、最後まで複画派方式からの脱却できませんでしたね。

編集長 当時の速記界では、複画派方式が主流を占めていましたから、複画派でも十分に自信があったのかもしれませんがね。

管理人 参議院速記者養成所では、昭和26年まで複画派方式が指導されてきました。

複画派方式と言っても、最終形の速記文字は画数が少ないんです。折衷派方式と余り画数は変わらないんですよ。

編集長 貴衆両院の養成所で指導されていた複画派方式は画数を少なくしていたんでしょうね。

管理人 速記文字は画数が少ない方が楽に書けますが、そのかわり速記体系が複雑になってしまいますね。

編集長 私は複画派方式を学習したことはありませんので、よくわかりませんが、速度は余り出ないが、反訳のときは読みやすいと伝えられておりますね。

管理人 それはどうでしょうか。逆に単画派方式は速度は出るが、反訳では読みにくいとも言われております。

これは方式の問題ではなく、使用をする側によるんじゃないでしょうか。

私は、書きやすければよいと思っておりますし、正確に反訳ができればよいと考えております。

編集長 単画派方式が発表された当時は、相当の批判を受けていましたね。

管理人 それは複画派方式の人たちの、新しい方式に対するひがみ根性だったんじゃないでしょうか。

結果的には、単画派方式と折衷派方式が残りました。

編集長 単画派方式では、批判を受けながら相当の研究をしましたからね。

管理人 特に、中根式の場合は、研究者に恵まれたと言った方がよいかもしれません。

衆議院速記者養成所では、折衷派の方式を指導した期間は短くて、早い時期から西来路秀男が単画派の方式を指導しております。

編集長 また、「日本速記事始」では田鎖綱紀との会話の中で

「君は速記を男子一生の仕事と思うか」

「……？」

「わたしは速記に命をかけます、というような男には、わたしは速記を教えたくない。わしの念願は、習った速記をそれぞれの分野で活用してもらいたいじゃ。速記にしがみついているような、そんなケチな男にろくな奴はいない」

というのが、綱紀の持論だった。

と書かれておりますね。

管理人 田鎖綱紀に言わせると、我々、後世の速記関係者は「ろくな奴はいない」ということになりますね。(笑い)

編集長 福岡が、田鎖綱紀と接していたのは晩年の5年足らずだと書いておられますね。

管理人 昭和8年以降の会話だろうと、推測できますね。

編集長 また、「日本速記事始」には、

彼は速記を国民のすべてが身につけて、それを各自の分野で活用してもらいたかったのだろう。つまり新国字ともいえるべき簡単で便利な速記文字を、あらゆる階層の人々が使うようになれば、漢字の囚縛からひとりでに解き放たれ、日本の文化はもっと前進すると考えたのではあるまいか。

しかし、彼は大事なことを忘れていた。文字を幾ら改良しても、言葉の整理が行われなければ不十分である。ことに速記文字のような記音字の場合は、漢語から生じた同音異義語が問題だ。漢語は我々日本人が長い間使いなれた言葉だけに、これを放棄して和語へ転換させることは一朝一夕にできることではない。綱紀にしても、これは手をつけられなかったというのが本音だろう。そこで彼は、早書学の成立を志向した。

と書かれております。

これが、田鎖綱紀の考えていた「国民皆速記」の原点だったと思います。

管理人 「国民皆速記」の思想は、早稲田式の川口渉や中根正世にもあります。

編集長 我々は、その精神を忘れていたんじゃないでしょうか。

管理人 私は、田鎖綱紀の著作は持っていないので、よくわかりませんが、法則的に整理されていなかったと思います。

明治19年3月の若林珣蔵著「速記法要訣」は、口語体の省略は整理されておりますが、漢語系統や和語系統の法則的なものはありませんね。

編集長 田鎖綱紀は研究に対して限界を感じていたと思いますね。

管理人 田鎖一の代になると、綱紀とは反対の単画方式に近い51年式→60年式→67年式→76年式を発表しております。田鎖源一の代になると76年式で、研究が止まっております。

編集長 田鎖源一は、研究者ではなく教育者でしたからね。

管理人 昭和44年から「インテルステノ」の方には力を入れておりましたね。

編集長 田鎖式では指導者と研究者を養成していませんでしたね。

管理人 ほとんどの方式が、指導者を養成しておりませんね。

昔は東京の早稲田速記学校で本格的に指導者を養成していた程度ですね。

私は、本格的に指導者を養成すべきだと考えておりますが、余り速記が書けることとは関係はないんです。

編集長 速記の指導法さえわかれば、速記が書けなくても指導できますからね。

管理人 要は、速記に対する情熱が必要なんです。

速記関係の文献目録を見ていると、速記を指導するのによい参考文献がありますね。

編集長 速記方式を超越して読めば、かなり参考になりますね。

管理人 文献目録は貴重な情報源なんです。

私だったら、大いに活用をしますけどね。

編集長 そこまで考えて文献目録を読む人はいないと思いますよ。

管理人 文献目録から内容をいかに読みとるかということなんです。

編集長 ところで、研究者を養成している方式はありませんね。

管理人 私は、研究者は養成するものではなく、自然発生的にあらわれるものだと考えております。研究者を養成しても難しいと思います。

編集長 何十年に1人の割合ということでしょうか。

管理人 速記学習者の中から何万人に1人かもしれませんね。これだけはだれも予想ができません。

編集長 確率的には非常に低いでしょうね。

管理人 一口に速記の研究と言っても、研究の分野が非常に広いんです。

速記の研究に対して、興味を持つかどうかだと思います。

ここが、研究をするかどうかの分かれ道だと考えております。

編集長 吉川欽二が昭和58年3月に「符号研究の手引き」を発行しておりますね。

管理人 速記方式に関係なく、符号研究には参考になりますね。

速記史、速記教育、速記学等の研究者は非常に少ないんです。

速記は学問的には体系化をされておりませんが、各分野では高度の内容のものもあります。

編集長 予定の時間がかなり超過してしまいました。次の機会に改めてお話しを伺いたいと思います。